

広島市告示（安芸区）第 75 号

平成 15 年 11 月 26 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（佐伯区）第 116 号

平成 15 年 11 月 5 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 117 号

平成 15 年 11 月 5 日

広島市五日市駅北口及び南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11 月 4 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（佐伯区）第 118 号

平成 15 年 11 月 10 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利
（佐伯区建設部建築課）

- 1 指 定 番 号 第 6 号
- 2 指 定 年 月 日 平成 15 年 11 月 7 日
- 3 道 路 の 位 置 広島市佐伯区皆賀一丁目 505 番 15 の一部
西区井口四丁目 505 番 56 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 6.00 メートル
延長 24.28 メートル

広島市告示（佐伯区）第 119 号

平成 15 年 11 月 10 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市

条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 120 号

平成 15 年 11 月 10 日

広電佐伯区役所前駐輪場及び広電案々園駅駐輪場内に長期間駐車されていた下記自転車等については、平成 15 年 11 月 6 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（佐伯区）第 121 号

平成 15 年 11 月 14 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 122 号

平成 15 年 11 月 14 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 123 号

平成 15 年 11 月 19 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第124号

平成15年11月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第125号

平成15年11月20日

次の不認定道路（里道）の公用を廃止します。

その関係図面は、平成15年11月20日から同年12月3日まで、広島市佐伯区役所建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

区 分	所 在 地	起 点
		終 点
不認定道路 （里道）	広島市佐伯区三宅三丁目	878番 地先から
		898番1地先まで

広島市告示（佐伯区）第126号

平成15年11月20日

次の不認定道路（里道）の公用を廃止します。

その関係図面は、平成15年11月20日から同年12月3日まで、広島市佐伯区役所建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

区 分	所 在 地	起 点
		終 点
不認定道路 （里道）	広島市佐伯区三宅三丁目	甲872番 地先から
		乙883番 地先まで

広島市告示（佐伯区）第127号

平成15年11月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第128号

平成15年11月25日

広電佐伯区役所前駐輪場及び広電楽々園駅駐輪場内に長期間駐車されていた下記自転車等については、平成15年11月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

下記 略

広島市告示（佐伯区）第129号

平成15年11月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

区 告 示

広島市中区公示第9号

平成15年11月26日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市中区長 岡田義之

記

氏 名	住 民 票 の 住 所	職権処理 の 内 容
吉田 佳苗	中区富士見町9番20-802号	消 除
柏村 鐵雄	中区基町19番1-1129号	消 除
永岡 敏行	中区基町20番1-1662号	消 除
濱村トミ子	中区基町20番1-1662号	消 除
川口 肇	中区富士見町16番14-902号	消 除
油井 次郎 油井やあみ	中区基町17番6-305号	消 除

前田 昌彦	中区国泰寺町二丁目2番9-402号	消 除
佐野 彰	中区舟入南一丁目6番35-702号	消 除
照島 豊次	中区光南二丁目11番20-201号 (ハイン光南)	消 除
徳永利久枝	中区吉島東一丁目12番1号 (梶岡アパート)	消 除
橋本 達男	中区江波西一丁目26番18号 (ことぶき荘202号室)	消 除

広島市西区告示第4号

平成15年11月17日

自動車臨時運行に関する取扱規則第2条第5項の規定により、つぎの自動車臨時運行許可番号標は失効しました。

広島市西区長 林 原 伸 昌

自動車臨時運行許可番号標番号

広島22-85

広島市西区告示第5号

平成15年11月17日

自動車臨時運行に関する取扱規則第2条第5項の規定により、つぎの自動車臨時運行許可番号標は失効しました。

広島市西区長 林 原 伸 昌

自動車臨時運行許可番号標番号

広島23-59

広島市安佐南区告示第7号

平成15年11月11日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、職権で処理したので、同条第4項の規定により公示する。

広島市安佐南区長 小 野 邦 則

記

氏 名	住 民 票 の 住 所	職権処理の内容
井上 一身	広島市安佐南区中筋三丁目16番50-11号	消 除
宮崎 徹	広島市安佐南区中須二丁目10番11号	消 除
石川 勲	広島市安佐南区安古市町大字相田74番地1	消 除

広島市安佐南区告示第8号

平成15年11月28日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、職権で処理したので、同条第4項の規定により公示する。

広島市安佐南区長 小 野 邦 則

記

氏 名	住 民 票 の 住 所	職権処理の内容
沖廣 康治	広島市安佐南区祇園一丁目28番8号(202)	消 除
東口 邦浩	広島市安佐南区川内五丁目1番61号	消 除

選 管 告 示

広島市選挙管理委員会告示第28号

平成15年11月26日

広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会

委員長 倉 田 治

広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

広島市公職選挙事務取扱規程（昭和55年広島市選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

第20条中「法第37条第1項」を「法第37条第2項」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

（指定投票区の指定等の告示）

第20条の2 区の委員会は、令第26条第2項の規定による指定投票区の指定等の告示は、別記22号様式の2に準じてしなければならない。

第28条中「広島市長選挙」を「市長選挙」に改める。

第37条第2項中「令第56条第3項」を「令第56条第4項」に改める。

第39条の見出し中「不在者投票用封筒」を「投票用封筒」に改め、同条中「投票用封筒」を「封筒」に改める。

第45条の次に次の1条を加える。

（期日前投票における関係規定の適用等の特例）

第45条の2 法第48条の2第1項の場合においては、第20条第1項中「法第37条」とあるのは「法第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第37条」と、同条第2項中「令第25条」とあるのは「令第49条の7の規定により

読み替えて適用される令第25条」と、第21条第1項中「法第38条」とあるのは「法第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第38条」と、同条第3項中「令第27条」とあるのは「令第49条の7の規定により読み替えて適用される令第27条」と、第26条中「投票所」とあるのは「期日前投票所」と、第36条第1項中「投票の期日の前日」とあるのは「選挙の期日の公示又は告示があった日」と、「選挙人名簿又は抄本並びに衆議院議員及び参議院議員の選挙における在外選挙人名簿又は抄本（指定在外選挙投票区の投票管理者に対する送致に限る。）」とあるのは「選挙人名簿の抄本並びに衆議院議員及び参議院議員の選挙における在外選挙人名簿の抄本」と、第41条中「令第43条の規定により投票箱を閉鎖したときは、投票箱のかぎは」とあるのは「令第49条の7の規定により読み替えて適用される令第43条の規定により投票箱を閉鎖し、投票箱のかぎを」と、「封印をし」とあるのは「封印をしたときは」と、「投票区名及び送致者」とあるのは「期日前投票所開設場所及び封印をした者」と、第42条第1項中「法第55条」とあるのは「法第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第55条」と、「開票管理者」とあるのは「区の委員会」と、「添付しなければならない。」とあるのは「添付するものとし、区の委員会が、当該投票箱等を開票管理者に送致する場合も同様とする。」と、同条第2項中「投票の事務がすべて終わったときは」とあるのは「前項の規定により投票箱等を区の委員会に送致するときは」と、「物品（開票管理者に送致したものを除く。）」とあるのは「物品（前項の規定により送致したものを除く。）」とし、第43条の規定は、適用しない。

2 第22条から第24条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、第22条中「投票所」とあるのは「期日前投票所」と、第23条中「法第40条」とあるのは「法第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される法第40条」と、「投票所」とあるのは「期日前投票所」と、第24条中「法第41条」とあるのは「法第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される法第41条」と、「投票所」とあるのは「期日前投票所」とする。

3 第58条の規定は、期日前投票について準用する。この場合において、同条中「開票管理者」とあるのは「区の委員会」と、同条第1項中「当該投票管理者及び投票立会人」とあるのは「当該投票管理者」と、同条第2項中「作成させ、投票立会人とともに」とあるのは「作成させ、」とする。

第47条の見出し中「不在者投票用封筒」を「投票用封筒」に改め、同条第1項中「令第50条第1項及び令第51条第1項」を「令第50条第1項及び第2項並びに令第51条第1項」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第47条の2の見出し中「不在者投票用封筒」を「投票用封筒」に改め、同条中「郵便」を「郵便等」に、「告示の前日2日」を「告示の日の前日」に改める。

第48条の見出し中「不在者投票」を「期日前投票又は不在者投票」に改め、同条中「区の委員会の委員長」を「投票管理者」

に、「令第53条」を「法第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第45条第1項」に、「投票用紙及び投票用封筒」を「投票用紙」に改め、「表示しなければならない。」の右に「区の委員会の委員長が、令第53条の規定により、選挙人に投票用紙及び投票用封筒を交付したときも同様とする。」を加える。

第49条の見出し中「不在者投票事務処理簿及び調書」を「不在者投票事務処理簿」に改め、同条第2項を削る。

第50条中「令第55条第1項」を「令第55条第1項及び第3項」に改める。

第155条を削る。

第156条を次のように改める。

公職選挙法による選挙運動等に関する規程（昭和34年広島県選挙管理委員会告示第13号）第56条の規定により読み替えて準用される同規程第53条第1項の告示は、別記第152号様式に準じてしなければならない。

別記第21号様式その1中「投票管理者（投票管理者の職務代理者）選任書」を「投票所投票管理者（投票管理者の職務代理者）選任書」に改め、同様式その2中「投票管理者の職務管理者選任書」を「投票所投票管理者の職務管理者選任書」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

その3

期日前投票所投票管理者（投票管理者の職務代理者）選任書

広島市何区	番	号
(氏 名) あて	町	番地
平成何年何月何日執行の何選挙 広島市何区（何区役所）（何出張所）期日前投票所投票 管理者（投票管理者の職務代理者）に選任いたします。		
広島市何区選挙管理委員会		平成何年何月何日 印

その4

期日前投票所投票管理者の職務管理者選任書

広島市何区	番	号
(氏 名) あて	町	番地
平成何年何月何日執行の何選挙 広島市何区（何区役所）（何出張所）期日前投票所投票 管理者の職務管理者に選任いたします。		
広島市何区選挙管理委員会		平成何年何月何日 印

別記第22号様式を同様式その1とし、同様式の次に次の様式を加える。

その2

広島市何区選挙管理委員会告示第何号

平成何年何月何日

平成何年何月何日執行の何選挙における期日前投票所の投票
管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25

年法律第 100 号) 第 48 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 37 条第 2 項及び同法施行令 (昭和 25 年政令第 89 号) 第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市何区選挙管理委員会
委員長 氏 名

期日前投票所 開設場所	投票管理者			同左職務代理人		
	住所	氏名	職務を行うべき日	住所	氏名	職務を行うべき日

第 2 号様式の 2 (指定投票区の指定等の告示の様式)

広島市何区選挙管理委員会告示第何号

平成何年何月何日

公職選挙法施行令 (昭和 25 年政令第 89 号) 第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めました。

広島市何区選挙管理委員会
委員長 氏 名

指定投票区	指定関係投票区
何投票区	何投票区、何投票区、何投票区、何投票区、何投票区、……及び何投票区

別記第 2 号様式を同様式その 1 とし、同様式の次に次の様式を加える。

その 2

平成何年何月何日

広島市何区選挙管理委員会委員長 あて

何区(何区役所)(何出張所)期日前投票所投票管理者氏名 ㊤

何区(何区役所)(何出張所)期日前投票所投票立会人選任内申書

住所	党派	ふりがな氏名	生年月日	交替の有無	立ち会う日時	職業(役職名) 連絡先電話番号

注意 1 立会人は、選挙権を有する者であること。

2 氏名には、必ず「ふりがな」をつけること。

3 職業欄には、公的な役職のあるものは職業と併記すること。

4 立会人は、選挙運動に携わらない人を選ぶこと。

5 立会人が交替する場合は、交替の有無及び立ち会う時間を記載すること。

6 この内申書は、必ず何月何日までに区選挙管理委員会事務局へ提出してください。

別記第 2 号様式を同様式その 1 とし、同様式中「投票立会人選任書」を「投票所投票立会人選任書」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

その 2

期日前投票所投票立会人選任書

広島市何区	番 号
(氏 名) あて	町 番 地
平成何年何月何日執行の何選挙 広島市何区(何区役所)(何出張所) 期日前投票所投票立会人に選任いたします。	
広島市何区選挙管理委員会	平成何年何月何日 印

別記第 2 号様式を同様式その 1 とし、同様式の次に次の様式を加える。

その 2

広何選第何号

平成何年何月何日

投票立会人 氏 名 あて

広島市何区選挙管理委員会
委員長 氏 名 印

投票立会人の選任について (通知)

平成何年何月何日執行の何選挙における投票立会人として委嘱申し上げましたところ、御快諾を得ましたことを厚くお礼申し上げます。

本日、別紙選任書のとおり、あなたを投票立会人に選任いたしましたので、御協力の程お願いします。

なお、投票当日は、次のとおり期日前投票所へ御参会くださいますようお願いします。御参考までに「投票立会人の心得」を同封します。

1 参会する期日前投票所 何区役所(何出張所)

2 参会する日時 何月何日午前何時何分までに

[立ち会う時間 午前(後)何時何分から午後何時何分まで]

3 携行品 選任書、私印

4 その他

備考 立会人が交替する場合は、「立ち会う時間」を記載する。

別記第 2 号様式を同様式その 1 とし、同様式の次に次の様式を加える。

その 2

平成何年何月何日

何区(何区役所)(何出張所)期日前投票所投票管理者 氏名 あて

広島市何区選挙管理委員会
委員長 氏 名 印

投票立会人選任にかかる氏名等について (通知)